

漏水修繕及び維持工事に伴う道路復旧工事

仕 様 書

茨城県南水道企業団

【目次】

第1章	総	則	1				
第2章	材	料	4				
第3章	舗	装	5				
第4章	写	真	管	理	基	準	7

第1章 総則

第1条 総則

この仕様書は、茨城県南水道企業団の施工する「漏水修繕及び維持工事に伴う道路復旧工事」に適用する。

第2条 用語の定義

1. 指示とは、発注者側の発議により担当職員が受注者に対し、担当職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
2. 承諾とは、受注者側の発議により受注者が担当職員に報告し、担当職員が了解することをいう。
3. 協議とは、担当職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
4. 検査とは、舗装復旧依頼書に示された施工等について、受注者等の測定結果にもとづき検査員が出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。

第3条 提出書類

受注者は、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

	項目	部数	備考
1	道路使用許可申請書控	必要部	工事着手前に提出指示された場合
2	工事写真	1	工事完成時に提出 P7参照
3	舗装工事報告書	1	工事完成時に提出
4	舗装出来高報告書	1	工事完成時に提出
5	舗装出来高集計表	1	工事完成時に提出
6	完成届	1	工事完成時に提出
7	請求書（企業団様式）	1	完成検査合格後
8	その他監督職員指示書類	必要部	
9	産業廃棄物管理票報告	1	建設系廃棄物マニフェストE票の写し

第4条 工事検査

1. 受注者は、完成検査にあたっては現場代理人が立会いのうえ検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき検査員の指示に従

わなければならない。

第 5 条 工事現場管理

1. 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行ない、災害の防止に務めなければならない。
2. 受注者は、工事に伴う騒音振動の発生をできるかぎり防止し、生活環境保全に務めなければならない。
3. 受注者は、工事現場が隣接し、また同一場所において、別途工事がある場合は、常に相互強調して紛争を起こさないように処理しなければならない。
4. 受注者は、工事施工中担当職員および管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に迷惑を及ぼすなどの施工方法をしてはならない。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上及び、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災にたいしては、平素から気象状況などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。
7. 受注者は、危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
8. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、立入り禁止の標示をしなければならない。
9. 受注者は、工事現場の一般通行人の見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事受注者名、電話番号及び現場責任者氏名を記入した大型の工事標示版を設置するものとする。
10. 受注者は、工事の施工にあたっては交通の安全につき、必要な処置を講じなければならない。
11. 受注者は、工事の実施に及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、受注者が全責任を負うものとする、また遅延なくその状況を担当職員に報告しなければならない。
12. 受注者は、工事期間中安全巡視を行ない、工事区域内及びその周辺の監視あるいは連絡を行ない安全確保に務めなければならない。

第 6 条 交通安全管理

受注者は、工事用運搬路として、道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないよう務めるとともに、特に第三者に損害を与えないように注意しなければならない。

第 7 条 諸法規の遵守

受注者は、工事施工にあたり労働安全衛生法等諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令運営適用は、受注者の負担と責任において行なわなければならない。

第 8 条 休日又は夜間における作業

受注者は、工事実施の都合上休日（土・日・祝）、又は夜間に作業を行なう必要がある場合は、あらかじめ担当職員にその旨を申し出て協議するものとする。

第 9 条 跡片付け

1. 踏み荒らした付近は、受注者の責任により処理しなければならない。
2. 受注者は、跡片付け及び清掃等を工事完成日までに完了しなければならない。

第2章 材 料

第 1 条 道 路 用 砕 石

1. JISA5001 の規格に適合したものでなければならない。

第 2 条 舗装用骨材及びフィラー

1. JISA5001 に準ずるものとする。

第 3 条 瀝青材料の品質

1. 舗装用石油アスファルト
JISK2207 の規格に適合したものでなければならない。
2. 石油アスファルト乳剤
JISK2208 の規格に適合したものでなければならない。

第 4 条 その他の瀝青材料

1. JISA6005 (アスファルトフェルト)
2. JISA6006 (アスファルトルーフィング)
3. JISK2439 (クレソート油、タールピッチ、加工タール、舗装タール)

第3章 舗装

第1条 材料の貯蔵

1. アスファルト乳剤は、購入先管轄の品質管理基準に従う。

第2条 材料の選定

1. 受注者は、購入合材の購入にあたっては、運搬時間、製造設備、製造能力、品質管理状態等を考慮して選定し、担当職員の承諾を得なければならない。

第3条 舗装切断

1. 受注者は、担当職員の指示を受け、指定の位置に設計通りの深度で切断すること。
2. 舗装版、残土を区別し処理すること。
3. 舗装版は、廃棄物処理法に基づき処理業者として許可を受けた者に、依頼し処理を行なうこと。又、仮置場からの搬出、及び処理業者への搬入については、担当職員の指示を受けること。

第4条 不陸修正

1. 骨材の敷きならしは、均等に過不足のないように散布し、締固めにより不陸を生じた場合は適当な大きさの骨材で入れ替えるか、又は同じ大きさの骨材を補足して補正する。

第5条 舗設準備

1. アスファルトコンクリート基層、表層工の施工に先立って上層盤面又は、基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。

第6条 プライムコート

1. 原則として、気温が5℃以下のとき施工してはならない。作業中、雨が降り出した場合は、ただちに作業を中止しなければならない。
2. 散布にあたっては、散布温度に注意し、縁石等の構造物を汚さないよう所定の量を均一に散布しなければならない。
3. 施工後、交通を解放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、荒目砂等を散布しなければならない。交通により、プライムコートがはく離した場合は、再度プライムコートを施工し、補修しなければならない。

第7条 タックコート

1. 第6条1. に同じ。
2. 第6条2. に同じ。
3. タックコートは、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

第 8 条 運 搬

1. ミキサ排出時の混合物の基準温度については、担当職員の承諾を得なければならない。又、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲にななければならない。ただし、185℃をこえてはならない。
2. 混合物の運搬は、清浄、平滑な荷台を有するトラックによらなければならない。トラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。又、気象条件によっては、シート類等で混合物を覆わなければならない。

第 9 条 敷 き な ら し

1. 敷きならしは、原則として人力施工によるものとする。
2. 敷きならした時の混合物の温度は、110℃以上とする。
3. 混合物の敷きならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工するものとする。作業中に雨が降り出した場合は、ただちに作業を中止し、又気温が原則として5℃以下のときは施工してはならない。
4. 一層の仕上がり厚は、7cm以下でなければならない。
5. 寒冷期にやむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合は状況に応じ、次の方法を組み合わせるなどして所要の密度に締固められることを確認し、担当職員の承諾を得なければならない。
 - (1) 仕様予定のアスファルト針入度は、規格内で大きくする。
 - (2) プラントの混合温度を若干上げる。現場の状況を考え逆算してプラントにおける温度を決める。しかしその温度は185℃以下でなければならない。
 - (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - (4) 締固めない混合物の敷きならし長は、10m以上にわたらないようにしなければならない。

第 10 条 締 固 め

1. 混合物は、敷きならし後、ローラーによって所定の締固め度がえられるよう十分締固めなければならない。ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分締固めて仕上げなければならない。
2. 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め密着させなければならない。
3. 継目は、十分に締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部が十分締固められていない場合や、きれつが多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。各層の継目の位置は、15cm以上ずらすものとする。

第4章 写真管理基準

第 1 条 適用範囲

この写真管理基準は、「漏水修繕及び維持工事に伴う道路復旧工事写真」の撮影に適用する。

第 2 条 工事写真の分類

工事写真は、次のように分類する。

1. 着手前及び完成写真

(注) 着手前と完成の状況を、必ず同一箇所から同一方向から撮影すること。また、状況が確認できるよう、家屋等を背景に入れて撮影すること。

2. 施工状況写真

(注) 状況が確認できるよう、家屋等を背景に入れて撮影すること。

3. 安全管理写真

(注) ガードマンを使用の場合のみ、状況が確認できるよう、家屋等を背景に入れて撮影すること。

4. 災害写真

(注) 事故、災害など緊急に、その状況を報告する必要がある場合は、インスタント写真とする。

5. その他（公害、環境、補償等）

(注) 着工前に、必要と思われる箇所は、撮影すること。

第 3 条 工事写真の撮影及び提出

工事写真の撮影は、デジタルカメラで撮影し、A4版用紙にプリントを行い工事完成時に2部提出する。(注) ネガフィルムカメラでの撮影は、不可とする。